裁　　決

[redacted]

審査請求人 [redacted]

処分庁 [redacted]

審査請求人（以下「請求人」という。）から平成３１年４月２１日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主　　文

処分庁が請求人に対して行い、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]号で通知した保護変更決定を取り消し、その余の審査請求を棄却する。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、保護変更年月日を平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日とする保護変更決定（平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]号（以下「本件通知書１」という。）で通知したもの。以下「本件処分１」という。）、保護変更年月日を平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日とする保護変更決定（平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]号（以下「本件通知書２」という。）で通知したもの。以下「本件処分２」という。）、保護変更年月日を同月[redacted]日とする保護変更決定（同月[redacted]日付け[redacted]号（以下「本件通知書３」という。）で通知したもの。以下「本件処分３」という。）及び保護変更年月日を同年[redacted]月[redacted]日とする保護変更決定（同年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]号（以下「本件通知書４」という。）で通知したもの。以下「本件処分４」といい、本件処分１、本件処分２及び本件処分３と併せて「本件各処分」という。）をしたところ、請求人が、これらを不服として、本件各処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

審理関係人の主張の要旨

１　請求人の主張

（１）請求の趣旨

本件各処分を取り消すことを求める。

（２）請求の理由

[redacted]

２　処分庁の弁明

（１）弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

（２）処分の原因となる事実

ア　平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日、請求人は、法第２４条第１項の規定に基づき、処分庁に対して「生活保護法による保護申請書」を提出した。

イ　平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日、処分庁は、法第２４条第３項の規定に基づき、請求人が処分庁に保護の開始の申請を行った日である同年[redacted]月[redacted]日付けで保護開始することを決定した。

処分庁は、請求人の基準生活費の算定に当たり障害者加算（月額１７，５３０円）を認定し支給した。

ウ　平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日、処分庁は、同年[redacted]月[redacted]日付けで請求人の精神障害者保健福祉手帳の等級が２級から１級に変更となったことを根拠に、平成[redacted]年[redacted]月分扶助費における障害者加算を月額１７，５３０円から２６，３１０円に変更した。

しかし、障害者加算の金額は、精神障害者保健福祉手帳ではなく、障害基礎年金に係る国民年金証書の等級により算定すべきものであり、この変更は誤ったものであった。

エ　平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日、処分庁は、請求人宛ての平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け及び平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け国民年金・厚生年金保険年金額改定通知書並びに平成[redacted]年度年金振込通知書の各年金支払額が障害年金の等級２級の年金支払額と一致することから、請求人の障害年金の等級が２級であることを確認し、前記ウの誤りにより、平成[redacted]年[redacted]月分から平成[redacted]年[redacted]月分まで合計[redacted]円の扶助費の過支給が生じていることを把握した。

オ　同日、処分庁は、次の（ア）から（オ）までのとおり本件各処分を行い、過払金収入充当について通知を行うこととした。

（ア）平成[redacted]年[redacted]月分扶助費における障害者加算を遡って月額２６，３１０円から１７，５３０円と認定し、これらにより生じ

た過扶助額８，７８０円を平成[redacted]年[redacted]月以降に支給される扶助費から６か月に渡り分割して充当する決定をした。

（イ）平成[redacted]年[redacted]月分扶助費における障害者加算を遡って月額２６，３１０円から１７，５３０円と認定し、これらにより生じた過扶助額８，７８０円を平成[redacted]年[redacted]月以降に支給される扶助費から６か月に渡り分割して充当する決定をした。

（ウ）平成[redacted]年[redacted]月分扶助費における障害者加算を遡って月額２６，３１０円から１７，５３０円と認定し、これらにより生じた過扶助額８，７８０円を同年[redacted]月以降に支給される扶助費から６か月に渡り分割して充当する決定をした。

（エ）前記（ア）から（ウ）までに述べた過支給額合計２６，３４０円について平成[redacted]年[redacted]月分は４，３９５円、[redacted]月分以降は４，３８９円ずつ支給される各扶助費から６か月に渡り分割して収入充当することを通知することとした。

（オ）平成[redacted]年[redacted]月分扶助費における障害者加算を月額２６，３１０円から１７，５３０円と認定し、前記（ア）から（ウ）のとおり４，３９５円を収入充当し扶助費を決定した。

カ　平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日、処分庁は、請求人宅を訪れ、前記オの本件通知書及び平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け過払金収入充当通知書（[redacted]号）を請求人に手渡し、本件各処分の内容を通知した。

（３）法の仕組み

ア　障害者加算の認定基準について

（ア）精神障害者の障害の程度の判定

法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第２項は「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。

これを受けて、「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）別表第１の第２章２（１）は、国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号）別表に定める１級の障害のある者（（２）のア）に対しては月額２６，３１０円を、国民年金法施行令別表に定める２級の障害のあ

る者（（２）のイ）に対しては月額１７，５３０円をそれぞれ障害者加算として支給することとしている。

「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成７年９月２７日付け社援保第２１８号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「平成７年課長通知」という。）１（１）において、「障害の程度の判定は原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後１年６月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされている。

（イ）精神障害者保健福祉手帳による障害の程度の認定

平成７年課長通知１（３）において、「手帳の１級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める１級の障害と、同手帳の２級に該当する障害は同別表に定める２級の障害と、それぞれ認定する。」とされている。

イ　変更決定について

（ア）障害者加算の変更

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付け社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２（２）エ（ウ）は、「保護受給中の者について月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行う。」こととしている。

（イ）保護変更の遡及の限度

「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－２（答）（２）は、「最低生活費の遡及変更は３か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきである。」こととし、その理由について、「行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても、既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。」としている。

（ウ）充当方法の決定

局長通知第１０の２（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、……当

該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月及びその前々月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえない。」としている。

ウ　その他扶助費の算定について

法第８条第１項及び第２項の規定を受け、具体的な保護の基準額は、保護の基準により規定されている。

（４）あてはめ

ア　障害者加算の変更について

前記（２）エのとおり、請求人の障害年金の等級は２級であり、これを前記（３）ア（ア）の平成７年課長通知に照らせば、請求人に対しては、保護の基準別表第１第２章２（１）及び（２）イに定めるところにより月額１７，５３０円の障害者加算を支給すべきこととなるため、処分庁は、前記（２）オ（オ）のとおり、平成[redacted]年[redacted]月分扶助費から、障害者加算を月額２６，３１０円から月額１７，５３０円と認定した。

イ　保護変更の遡及の限度について

前記（２）エのとおり、処分庁は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日に障害者加算の認定に誤りがあることを把握したため、前記（３）イ（イ）の問答集の問１３－２（答）（２）により、平成[redacted]年[redacted]月の前々月である平成[redacted]年[redacted]月に遡及し、前記（２）オ（ア）から（ウ）までのとおり障害者加算の月額を変更することとした。

ウ　扶助費の算定について

（ア）平成[redacted]年[redacted]月分（本件処分１）

前記（３）ウのとおり、保護の基準に従い、１級地－２（[redacted]）の居宅基準額（第１類及び第２類）として月額７５，４５０円、冬季加算として月額２，５８０円、障害者加算として月額１７，５３０円の計９５，５６０円を生活扶助として認定し、保護の基準別表第３及び局長通知第７の４（１）アのとおり、請求人が居住する家賃である月額[redacted]円を住宅扶助として認定している。

収入として、障害基礎年金及び障害厚生年金[redacted]円を認定したため、保護費は[redacted]円となる。既支給額は[redacted]円であるため、８，７８０円が過支給額となった。

（イ）平成[redacted]年[redacted]月分（本件処分２）

前記（３）ウのとおり、保護の基準に従い、１級地－２（[redacted]）の居宅基準額（第１類及び第２類）として月額７５，４５０

円、冬季加算として月額２，５８０円、期末一時扶助費として月額１３，２６０円、障害者加算として月額１７，５３０円の計１０８，８２０円を生活扶助として認定し、保護の基準別表第３の１及び局長通知第７の４（１）アのとおり、請求人が居住する家賃である月額[redacted]円を住宅扶助として認定している。

収入として、障害基礎年金及び障害厚生年金[redacted]円を認定したため、保護費は[redacted]円となる。既支給額は[redacted]円であるため、８，７８０円が過支給となった。

（ウ）平成[redacted]年[redacted]月分（本件処分３）

前記（ア）と同様の認定を行った結果、８，７８０円が過支給となった。

（エ）充当方法の決定について

前記（ア）から（ウ）までのとおり、処分庁は、確認月である平成[redacted]年[redacted]月からその前々月である平成[redacted]年[redacted]月に遡及して行った変更決定により生じる過支給額合計２６，３４０円について、前記（３）イ（ウ）の局長通知第１０の２（８）のとおり、平成[redacted]年[redacted]月以降に支給される扶助費から６か月に渡り分割して充当する決定をした。

（オ）平成[redacted]年[redacted]月分（本件処分４）

前記（ア）と同様の扶助費の認定を行い、収入として端数処理を行った障害基礎年金及び障害厚生年金[redacted]円を認定し、前記（エ）のとおり、平成[redacted]年[redacted]月以降に支給される扶助費から６か月に渡り分割して充当する決定を行ったうち、[redacted]月分４，３９５円の収入充当を行ったため、収入充当額[redacted]円となり、保護費は[redacted]円となった。

（５）結論

以上のとおり、本件各処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ正当なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

理　　由

１　請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨１（２）のとおり、[redacted]本件各処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

２　認定事実

（１）処分庁は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで、請求人世帯（請求人（昭和

[redacted]年[redacted]月[redacted]日生まれ）の単身世帯）に対して、法に基づく保護を開始した。

（２）処分庁は、請求人の精神障害者保健福祉手帳の等級が２級から１級に変更となったことを根拠に、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日以降の保護費における障害者加算額を月額１７，５３０円から２６，３１０円に変更した。

なお、後記（５）のとおり、請求人は、国民年金法施行令別表に定める２級の障害であると認定されていたことから、上記の障害者加算額の変更は誤りであった。

（３）処分庁は、平成[redacted]年[redacted]月分、同年[redacted]月分及び平成[redacted]年[redacted]月分の保護費の算定においても、前記（２）と同様に、誤って、請求人世帯に係る障害者加算額を月額２６，３１０円として算定していた。

（４）請求人は、本件処分当時、[redacted]内のグループホーム「[redacted]」（月額家賃[redacted]円）に入居している。また、処分庁は、請求人に対し、月額[redacted]円の特定障害者特別給付費を支給している。

（５）請求人は、障害の程度が２級であるとして、次の額の障害基礎年金及び障害厚生年金を受給していた。

平成[redacted]年[redacted]月　[redacted]円（２か月分）
平成[redacted]年[redacted]月　[redacted]円（２か月分）
平成[redacted]年[redacted]月　[redacted]円（２か月分）

（６）請求人は、処分庁に対し、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け資産状況等申告書（以下「本件資産状況等申告書」という。）を提出した。

（７）処分庁は、請求人に対し、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日以降の保護費を変更することを内容とする本件処分１を行い、本件通知書１で通知した。

本件通知書１には、請求人世帯に係る生活扶助費を９５，５６０円、住宅扶助費を[redacted]円、収入充当額を[redacted]円とする旨が記載されていた。

なお、本件通知書１には、本件処分１の理由として、「加算の変更」、「主の障害者加算の算定誤りに伴い、加算額の変更を行う。」、「障害者加算：２６，３１０円（１級）⇒１７，５３０円（２級）」、「この決定に伴う[redacted]月分過扶助額８，７８０円は、[redacted]月分扶助費より６分割収入充当とする。」と記載されていた。また、本件通知書１には、処分の根拠法条は示されていなかった。

（８）処分庁は、請求人に対し、平成[redacted]年[redacted]月分の保護費に係る本件処分２を行い、本件通知書２で通知した。

本件通知書２には、請求人世帯に係る生活扶助費を１０８，８２０

円、住宅扶助費を[redacted]円、収入充当額を[redacted]円とする旨が記載されていた。

(9) 処分庁は、請求人に対し、平成[redacted]年[redacted]月分の保護費に係る本件処分3を行い、本件通知書3で通知した。

なお、本件通知書3には、請求人世帯に係る生活扶助費を95，560円、住宅扶助費を[redacted]円、収入充当額を[redacted]円とする旨が記載されていた。

(10) 処分庁は、請求人に対し、平成[redacted]年[redacted]月分の保護費に係る本件処分4を行い、本件通知書4で通知した。

本件通知書4には、請求人世帯に係る生活扶助費を95，560円、住宅扶助費は、[redacted]円、収入充当額は[redacted]円とする旨が記載されていた。

なお、本件通知書4には、本件処分4の理由として、過大支給額を収入充当額として計上する旨の記載はなく、過大支給に係る事実関係はもとより、処分の根拠法条及び処分基準の適用関係についても記載されていなかった。

(11) 処分庁は、前記(3)によって生じた障害者加算の過大支給額相当額を平成[redacted]年[redacted]月分から6か月間に渡って収入充当することについて、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け過払金収入充当通知書で請求人に通知した。

(12) 請求人は、千葉県知事に対し、本件審査請求をした。

(13) 審理員は、処分庁に対し、次のアの内容の質問をした。処分庁は、当該質問に対し、次のイの内容の回答をした。

ア　質問事項

過大支給額合計26，340円の充当における分割期間について、「6か月」（令和元年6月14日付け弁明書6（3）エ）とした理由を回答してください。

イ　処分庁の回答

局長通知第10の2（8）及び問答集の問13－3（答）により平成[redacted]年[redacted]月から平成[redacted]年[redacted]月までの収入充当額26，340円（8，780円／月×3か月）について、平成[redacted]年[redacted]月分以降に分割して計上するものとし、その回数については、局長通知第8の1（5）及び問答集の問8－33（答）により最大の分割期間である6か月とした。

(14) 審理員は、処分庁に対し、次のアの内容の質問をした。処分庁は、当該質問に対し、次のイの内容の回答をした。

ア　質問事項

（ア）本件通知書４において、「法第８０条を適用すべき場合」（局長通知第１０の２（８））に該当し得るかという点につき、調査・検討を行ったか回答してください。

（イ）前記（ア）について、調査・検討を行った場合は、その内容を、調査・検討を行わなかった場合は、その理由を回答してください。

イ　処分庁の回答

（ア）「法第８０条を適用すべき場合」に該当し得るかという点については、処分庁は次のとおり検討を行った。

ａ　法第８０条は、保護の実施機関は、①「保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合」において、②「これを消費し、又は喪失した」被保護者に、③「やむを得ない事由があると認めるとき」は、これを返還させないことができるとしている。

ｂ　処分庁は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日、請求人に対する障害者加算の過大支給を把握し、平成[redacted]年[redacted]月分から平成[redacted]年[redacted]月分までの保護変更決定を行ったため、２６，３４０円の過大支給が生じ、「保護の変更に伴い、前渡した保護金品の一部を返還させるべき」事由が生じた。

ｃ　一方、請求人が処分庁に提出した本件資産状況等申告書によると、請求人には現金[redacted]円、預貯金[redacted]円（[redacted]円、[redacted]円）の資産があることから、請求人が前記の過大支給額を「消費し、又は喪失した」ものとは認められなかった。

（イ）よって、処分庁は「法第８０条を適用すべき場合に該当しない」と判断した。

３　法の仕組み

（１）保護の基準について

法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、この規定を受け、保護の基準が定められている。

（２）地域の級地区分

[redacted]は、保護の基準別表第９で定める地域の級地区分によると、１級地－２の市町村に該当する。

（３）生活扶助について

ア　生活扶助については、保護の基準別表第１の規定により、基準生活費、障害者加算等が定められている。

基準生活費については、個人別（第１類）及び世帯人員別（第２類）に基準額が定められ、個人別の基準額については、世帯人員の数に応じた逓減率が定められるとともに、世帯人員に応じた世帯員の年齢別の経過的加算額や級地区分ごとの地区別冬季加算額（千葉県を含む「Ⅵ区」においては、１１月から３月までの間のみ支給される。）も定められており、次の算式により算定される。ただし、１２月の基準生活費の額は、当該算定した額に期末一時扶助（１級地－２における一人世帯の額は１３，２６０円）を加えた額とする。

（基準生活費の算定）

（ア）算式

Ａ×２／３＋（Ｂ＋Ｃ）×１／３＋Ｄ

（イ）算式の符号

Ａ　第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第２類の表に定める基準額②の合計額（以下「合計額②」という。）（ただし、第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第２類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に０．９を乗じて得た額よりも合計額②が少ない場合は、合計額①に０．９を乗じて得た額とする。）

Ｂ　第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額③を世帯員ごとに合算した額に逓減率の表中率③の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第２類の表に定める基準額③の合計額（ただし、当該合計額が、合計額①に０．８５５を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に０．８５５を乗じて得た額とする。）

Ｃ　経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

Ｄ　第２類の表に定める地区別冬季加算額

イ　障害者加算について

（ア）保護の基準別表第１第２章２は、障害者加算を行う者として、精神障害については、国民年金法施行令別表に定める１級及び２級に該当する障害のある者を掲げており、そのうち、[redacted]が該当する

１級地に在宅する者に対しては、国民年金法施行令別表に定める１級に該当する場合（保護の基準別表第１第２章２（２）ア。以下「障害者加算対象ア」という。）は月額２６，３１０円、２級に該当する場合（同表第２章２（２）イ。以下「障害者加算対象イ」という。）は月額１７，５３０円（平成[redacted]年度）を加算することとしている（同表第２章２（１））。

（イ）局長通知第７の２（２）エ（ア）は、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とし、局長通知第７の２（２）エ（イ）は、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、……障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」としている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日付け社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）第７の問６５答は、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後１年６か月を経過している場合に限り、局長通知第７の２（２）エ（イ）にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないとしている。

（ウ）保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている（局長通知第７の２（２）エ（ウ））。

（４）最低生活費等を変更すべき事由が事後に明らかになった場合について

ア　局長通知第１０の２（８）は、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第８０条を適用すべき場合等を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとしている。

イ　問答集の問１３－２（答）によれば、前記アの局長通知第１０の２（８）による取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ることとされており、また、確認月からそ

の前々月までの分であっても、法第８０条を適用すべき事情があるときは、当該取扱いは認められないこととされている。

また、問答集の問１３－３（答）によれば、局長通知第１０の２（８）により返納額を収入充当額として計上する場合は、事情に応じて１回又は数回に分割して計上すべきであるとされている。

ウ　法第８０条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる」と規定している。

法第8.0条の規定は、前渡した保護金品を返還させるべき場合において、例外なく返還を強制されることになると、再び被保護者となる恐れもあり、その自立を妨げることともなるので、返還させるか、させないかは、被保護者の事情に応じ保護の実施機関の良識を以って判定するところに委ねることとしたものであるとされている。また、同条の「やむを得ない事由」とは、消費、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由であるとされている（小山進次郎著「改訂増補　生活保護法の解釈と運用（復刻版）」８２７頁参照）。

（５）住宅扶助

住宅扶助については、保護の基準別表第３の１に定められた基準額（１級地の場合、月額１３，０００円以内と定められている。）を超えるときは、同表第３の２の規定により、都道府県又は指定都市若しくは中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とするとされているところ、[redacted]における１人世帯の住宅扶助の限度額は４１，０００円と定められている（平成２７年４月１４日付け社援発０４１４第９号厚生労働省社会・援護局長通知）。

（６）保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている（法第２５条第２項）。また、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている（同項において準用する法第２４条第４項）。

（７）行政庁は、不利益処分をする場合には、原則として、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないとされている（行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「行手法」という。）第１４条第１項本文）。

そして、対象となる処分が処分基準（行手法第２条第８号ハ）を適用した結果である場合は、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加え、処分基準の適用関係についても同時に示して、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのか、場合によっては処分基準の適用関係についても、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すことが求められている。さらに、理由提示の不十分を理由とする瑕疵は、一般に、それだけで当該処分の取消事由になるものとされている（最高裁判所昭和６０年１月２２日第三小法廷判決及び最高裁判所平成２３年６月７日第三小法廷判決参照）。

４　あてはめ

（１）本件処分１について

ア　請求人は、前記審理関係人の主張の要旨１（２）のとおり主張しているところ、かかる主張は、本件処分１における平成[redacted]年[redacted]月分の保護費の算定に違法又は不当がある旨を主張しているものと解されるため、以下、この点について検討する。

イ　生活扶助について

（ア）基準生活費

[redacted]の級地区分は、前記３（２）のとおり、１級地－２の基準に該当するところ、保護の基準に従うと、請求人世帯（１人世帯）に係る基準生活費は、次のとおりとなる。

Ａ：第１類基準額②３７，６７０円×逓減率②１．０００＋第２類基準額②３９，０５０円

＝７６，７２０円　＞７２，１８０円（合計額①８０，２００円（第１類基準額①３７，５２０円×逓減率①１．０００＋第２類基準額①４２，６８０円）×０．９）

Ｂ：第１類基準額③４５，３９０円×逓減率③１．０００＋第２類基準額③２７，３００円

＝７２，６９０円　＞６８，５７１円（合計額①×０．８５５）

Ｃ：２００円

Ｄ：２，５８０円

基準生活費：Ａ×２／３＋（Ｂ＋Ｃ）×１／３＋Ｄ

＝７６，７２０円×２／３＋（７２，６９０円＋２００円）×１／３＋２，５８０円

＝７８，０３０円（１０円未満の端数は切り上げ）

（イ）障害者加算

前記３（３）イ（ア）のとおり、保護の基準は、障害者加算につ

いて、国民年金法施行令別表に定める１級又は２級に該当する障害のある者について行うものとしている。

前記２（５）のとおり、請求人は、障害の程度が２級であるとして障害基礎年金及び障害厚生年金を受給しており、請求人の障害の程度は、国民年金法施行令別表に定める２級に該当すると認められる。

したがって、前記３（３）イ（ア）の保護の基準に従うと、請求人世帯に係る障害者加算額は、月額１７，５３０円となる。

（ウ）以上より、請求人世帯の平成[redacted]年[redacted]月分の生活扶助費は、９５，５６０円（７８，０３０円＋１７，５３０円）となる。

ウ　住宅扶助について

前記２（４）のとおり、請求人が入居している「[redacted]」の月額家賃は[redacted]円であるところ、請求人には居住に要した費用等について月額[redacted]円の特定障害者特別給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第３４条）が支給されており、その差額は[redacted]円となる。これは、[redacted]における１人世帯の住宅扶助の限度額４１，０００円（平成２７年４月１４日付け社援発０４１４第９号厚生労働省社会・援護局長通知）の範囲内であるから、請求人世帯に係る住宅扶助費は、[redacted]円となる。

エ　収入充当について

前記２（５）のとおり、請求人世帯に係る平成[redacted]年[redacted]月分の年金収入（１か月分）は[redacted]円（[redacted]円÷２（小数点以下切捨て））であるから、年金収入に係る収入充当額は[redacted]円となる。

オ　小括

以上より、請求人に係る平成[redacted]年[redacted]月分の生活扶助９５，５６０円、住宅扶助[redacted]円、収入充当額[redacted]円となり、本件処分１において決定された扶助費の額（前記２（７））と合致することが認められる。

したがって、本件処分１における保護費の算定に違法又は不当な点があるとは認められない。

（２）本件処分２について

ア　請求人は、前記審理関係人の主張の要旨１（２）のとおり主張しているところ、かかる主張は、本件処分２における平成[redacted]年[redacted]月分の保護費の算定に違法又は不当がある旨を主張しているものと解され

るため、以下、この点について検討する。

イ　生活扶助について

（ア）基準生活費

前記（1）イ（ア）と同様に、保護の基準に従うと、請求人世帯に係る基準生活費は、７８，０３０円となる。

（イ）期末一時扶助

前記３（３）アのとおり、請求人の居住する[redacted]（１級地）に係る期末一時扶助は１３，２６０円となる。

（ウ）障害者加算

前記（1）イ（イ）のとおり、請求人世帯に係る障害者加算額は、月額１７，５３０円となる。

（エ）以上より、請求人世帯の平成[redacted]年[redacted]月分の生活扶助費は、１０８，８２０円（７８，０３０円＋１３，２６０円＋１７，５３０円）となる。

ウ　住宅扶助について

前記（1）ウのとおり、請求人世帯に係る住宅扶助費は、[redacted]円となる。

エ　収入充当について

前記２（５）のとおり、請求人世帯に係る平成[redacted]年[redacted]月分の年金収入（１か月分）は[redacted]円（[redacted]円÷２（小数点以下切捨て））であるから、年金収入に係る収入充当額は[redacted]円となる。

オ　小括

以上より、生活扶助費１０８，８２０円、住宅扶助費[redacted]円、収入充当額[redacted]円となり、本件処分２において決定された扶助費の額（前記２（８））と合致することが認められる。

したがって、本件処分２における保護費の算定に違法又は不当な点があるとは認められない。

（３）本件処分３について

ア　請求人は、前記審理関係人の主張の要旨１（２）のとおり主張しているところ、かかる主張は、本件処分３における平成[redacted]年[redacted]月分の保護費の算定に違法又は不当がある旨を主張しているものと解されるため、以下、この点について検討する。

イ　生活扶助について

（ア）基準生活費

前記（1）イ（ア）のとおり、保護の基準に従うと、請求人世帯

に係る基準生活費は、７８，０３０円となる。

（イ）障害者加算

前記（１）イ（イ）のとおり、請求人世帯に係る障害者加算額は、月額１７，５３０円となる。

（ウ）以上より、請求人世帯の平成[redacted]年[redacted]月分の生活扶助費は、９５，５６０円（７８，０３０円＋１７，５３０円）となる。

ウ　住宅扶助について

前記（１）ウのとおり、請求人世帯に係る住宅扶助費は、[redacted]円となる。

エ　収入充当について

前記２（５）のとおり、請求人世帯に係る平成[redacted]年[redacted]月分の年金収入（１か月分）は[redacted]円（[redacted]円÷２（小数点以下切捨て））であるから、年金収入に係る収入充当額は[redacted]円となる。

オ　小括

以上より、生活扶助費９５，５６０円、住宅扶助費[redacted]円、収入充当額[redacted]円となり、本件処分３において決定された扶助費の額（前記２（９））と合致することが認められる。

したがって、本件処分３における保護費の算定に違法又は不当な点があるとは認められない。

（４）本件処分４について

ア　請求人は、前記審理関係人の主張の要旨１（２）のとおり主張しているところ、かかる主張は、本件処分４における平成[redacted]年[redacted]月分の保護費の算定に違法又は不当がある旨を主張しているものと解されるため、以下、この点について検討する。

イ　生活扶助について

（ア）基準生活費

前記（１）イ（ア）のとおり、保護の基準に従うと、請求人世帯に係る基準生活費は、７８，０３０円となる。

（イ）障害者加算

前記（１）イ（イ）のとおり、請求人世帯に係る障害者加算額は、月額１７，５３０円となる。

（ウ）以上より、請求人世帯の平成[redacted]年[redacted]月分の生活扶助費は、９５，５６０円（７８，０３０円＋１７，５３０円）となる。

ウ　住宅扶助について

前記（１）ウのとおり、請求人世帯に係る住宅扶助費は、[redacted]

円となる。

エ　収入充当について

（ア）年金に係る収入充当

前記２（５）のとおり、請求人世帯に係る平成[redacted]年[redacted]月分の年金収入（１か月分）は[redacted]円（[redacted]÷２（小数点以下切捨て））であるから、年金収入に係る収入充当額は[redacted]円となる。

（イ）過大支給額についての収入充当

ａ　本件では、前記２（２）及び（３）のとおり、請求人の障害基礎年金に係る障害の等級（国民年金法施行令別表に定める障害の等級）は２級であり、前記３（３）イ（ア）の「障害者加算対象イ」（２級相当。月額１７，５３０円。）に該当するにもかかわらず、処分庁は、請求人に対し、平成[redacted]年[redacted]月分、同年[redacted]月分及び平成[redacted]年[redacted]月分の最低生活費について、誤って「障害者加算対象ア」（１級相当。月額２６，３１０円。）を認定していたことが認められる。

このため、処分庁は、平成[redacted]年[redacted]月から平成[redacted]年[redacted]月までの３か月間の過大支給額の合計である２６，３４０円（障害者加算額の差額８，７８０円×３か月分）を６分割した上、本件処分４により、同年[redacted]月[redacted]日付けで４，３９５円を収入充当額として計上したことが認められる。

ｂ　局長通知第１０の２（８）による取扱いについて

前記３（４）アのとおり、局長通知第１０の２（８）は、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第８０条を適用すべき場合等を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないと定めている。

また、前記３（４）イのとおり、問答集の問１３－２（答）においても、法第８０条を適用すべき事情があるときは、局長通知第１０の２（８）による取扱いは認められないこととされている。

このように、局長通知第１０の２（８）による取扱いは、法第８０条を適用すべき場合には認められていない以上、局長通知第１０の２（８）を適用して、収入充当額を計上する際には、保護

の実施機関において、同条を適用すべき場合に当たるか否かについて検討しなければならないと言うべきである。

そして、前記３（４）ウのとおり、法第８０条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる」と規定していることからすれば、局長通知第１０の２（８）を適用して、収入充当額を計上する際には、被保護者が返納すべき額を「消費し、又は喪失した」と認められるか否か、また、被保護者が返還することのできないことについての「やむを得ない事由」が認められるか否かについて、検討することが必要となる。

c　本件における収入充当額の計上について

（a）前記２（２）のとおり、本件における保護費の過大支給は、請求人世帯に係る障害者加算の認定に当たり、本来は、請求人の国民年金証書により障害の程度の判定を行うべきであったにもかかわらず、処分庁が、請求人の精神障害者保健福祉手帳をもって判定を行うという誤った事務処理をしたことによって生じたことが認められる。

本件における以上の事実関係を踏まえれば、局長通知第１０の２（８）を適用して、上記の過大支給額について収入充当額として計上する際には、請求人世帯の生活実態、本件過大支給額の使途等についての調査も行い、前記ｂで述べた点について慎重に検討することが求められると言うべきである。

しかし、ケース記録票等によっても、処分庁が、本件処分４において、収入充当額を計上する際に、法第８０条を適用すべき場合に当たるか否かについて、具体的な検討をしたことを認めるに足る証拠は見当たらない。

（b）もっとも、処分庁は、前記２（14）のとおり、審理員の質問に対し、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで請求人が提出した本件資産状況等申告書によれば、現金[redacted]円、預貯金[redacted]円（[redacted]円、[redacted]円）の資産があるとされていたことを理由に、請求人は、過大支給額を「消費し、又は喪失した」とは認められないと判断したと回答している。

しかしながら、前記（a）のとおり、本件において、局長通

知第１０の２（８）を適用して収入充当額として計上する際には慎重な対応が求められるところ、本件資産状況等申告書は、過大支給額が生じていることが判明するより前に、請求人から提出されたものにすぎず、過大支給額が生じていることを前提として、請求人に対し、その使途等についての確認を行ったものではないことからすれば、法第８０条にいう「消費し、又は喪失した」場合に該当するか否かについて、処分庁による具体的な調査及び検討が行われたものとは認められない。

（ｃ）以上によれば、法第８０条を適用すべき場合に当たるか否かについての判断に当たって、処分庁が、必要な調査を行った上で、具体的な検討をしたとは言い難い。

そして、前記ｂのとおり、局長通知第１０の２（８）によれば、法第８０条を適用すべき事情があるときは、過大支給額を収入充当額として計上する取扱いは認められていないのであるから、当該事情の有無は、収入充当額を決定する上で重要な判断要素であると言える。

したがって、処分庁は、本件処分４に至る過程において、この点について考慮すべきであったにもかかわらず、そのために必要な調査を行った上でかかる考慮を尽くしたとは認められないため、判断要素の選択において合理性を欠いていたと言わざるを得ない。

よって、過大支給額を収入充当額として計上する際に、考慮すべき事情を十分に考慮したとは認められないため、本件処分４には違法があると言える。

オ　理由提示について

さらに付け加えると、前記３（６）及び（７）のとおり、行政庁は、不利益処分を行う場合、名あて人に対し、行手法第１４条第１項の規定による理由提示をしなければならず、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのか、場合によっては処分基準（行手法第２条第８号ハ）の適用関係についても、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされている。また、保護の実施機関は、職権により保護の変更について決定した場合、被保護者に対し、理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないとされている（法第２５条第２項及び同項において準用する法第２４条第４項）。

これを本件についてみると、本件処分４は、局長通知第１０の２

（８）を適用して、平成[redacted]年[redacted]月から平成[redacted]年[redacted]月までの３か月間における保護費の過大支給額の合計である２６，３４０円のうち、４，３９５円を同年[redacted]月[redacted]日付けで収入充当額として計上するものであるところ、前記２（10）のとおり、本件通知書４には、上記の期間における保護費の過大支給に係る事実関係や、前記３（４）の局長通知第１０の２（８）の適用関係に係る記載がなく、また、処分の根拠法条も示されていなかったことが認められる。

そうすると、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して本件処分４が行われたのかが、本件通知書４の記載自体からは了知することが困難である。

したがって、本件処分４は、行手法第１４条第１項及び法第２５条第２項において準用する法第２４条第４項の規定が求める理由提示として、明らかに不十分であると言わざるを得ない。

カ　小括

よって、前記エのとおり、収入充当額の計上に係る判断に瑕疵があること、また、前記オのとおり、理由提示が不十分であることのいずれの点においても、本件処分４には違法があると言える。

以上より、本件処分４には違法な点が認められることから、本件処分４は取消しを免れない。

5　その他、本件処分１、本件処分２及び本件処分３に違法又は不当な点は見当たらない。

6　結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分４についての審査請求には理由があるから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）法第４６条第１項を適用し、その余の審査請求は理由がないから、同法第４５条第２項を適用して、主文のとおり裁決する。

なお、審理員意見書は、本件各処分は保護の基準に従ったものであり、本件処分４に係る収入充当額の計上においても、裁量権の逸脱・濫用があるとは言えず、違法又は不当はないとしている。

しかしながら、千葉県行政不服審査会の答申を踏まえて審査した結果、前記４（４）のとおり、本件処分４は、収入充当額の計上において、考慮すべき事情を十分に考慮したとは認められず、また、本件処分４の理由付記は、行手法第１４条第１項及び法第２５条第２項において準用する法第２４条第４項の規定が求める理由提示として不十分なものであり、本件処分４は違法なものであるから、審理員意見書の主文と異なる内容となった。

7　附言

（1）本件処分1に係る理由提示について

前記3（6）及び（7）のとおり、行政庁は、不利益処分をする場合、原則として、その名あて人に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされている（行手法第14条第1項）。そして、対象となる処分が処分基準（行手法第2条第8号ハ）を適用した結果である場合は、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加え、処分基準の適用関係についても同時に示して、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのか、場合によっては処分基準の適用関係についても、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきである。さらに、理由提示の不十分を理由とする瑕疵は、一般に、それだけで当該処分の取消事由になるものとされている（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決及び最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決参照）。また、保護の実施機関は、職権により保護の変更について決定した場合、被保護者に対し、理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないとされている（法第25条第2項及び同項において準用する法第24条第4項）。

これを本件についてみると、本件処分1は、請求人世帯に係る障害者加算を削除することを内容とする保護変更決定であるところ、前記2（7）のとおり、本件処分1に係る本件通知書1には、「障害者加算の算定誤りに伴い、加算額の変更を行う」との記載はあるものの、障害者加算を削除することとなった原因についての具体的な事実関係は記載されておらず、また、処分の根拠法条についての記載がなく、障害者加算を削除するに当たって適用した処分基準の適用関係に係る記載もないことが認められる。そうすると、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して本件処分1が行われたのか、本件処分1の名あて人である請求人において、本件通知書1の記載自体から了知することは困難であると思われるから、行手法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項の規定が求める理由提示として不十分であったと言わざるを得ない。

しかしながら、本件審査請求においては、前記1から5までのとおり、本件処分1が実体的には正しい処分であったこと、前記審理関係人の主張の要旨1（2）のとおり、請求人は、本件審査請求において、理由提示の程度について主張していないと考えられることからすれば、これを理由に本件処分1を取り消すまでには至らないものと判断する。

処分庁においては、今後、行手法及び法の定めに従った適正な理由提

示に努められたい。

（２）平成[redacted]年[redacted]月分の保護費について

前記４（４）のとおり、本件処分４には違法な点が認められることから、本件処分４は取り消されるべきである。これが取り消された場合、処分庁は、必要と考えられる調査を行い、法第８０条を適用すべき場合か否かについて検討した上で、返還免除の可否を改めて判断することになるのが通常である。

しかしながら、問答集の問１３－２（答）２において、行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないことから、扶助費の額を遡及変更できる限度は、３か月程度と考えるべきである旨が記載されていることを踏まえれば、本件では、本件処分４を取り消す旨の本裁決が行われた後、処分庁において、平成[redacted]年[redacted]月に遡及して保護費を再度減額する保護の変更を行うことは差し控えるべきであると解される（大阪地方裁判所平成２２年１月２９日判決参照）。

令和５年４月２５日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

（教示）

1　この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して１か月以内に、厚生労働大臣に対して、この裁決について再審査請求をすることができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して１か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、再審査請求をすることができなくなります。）。

2　この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、この裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。
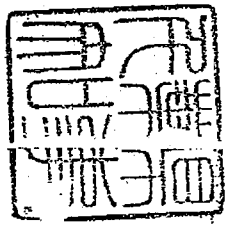
ただし、前記１の再審査請求をした場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、この裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。